

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通しについて

令和 7 年 9 月 17 日
山形県上山市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の通り公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
上山市下水道施設包括的管理等事業	10 年間	民間事業者は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業における各施設について、維持管理、改築等に関する業務を実施する。	(1) 公共下水道事業 ① 上山市浄水センター ② マンホールポンプ場 ③ 公共下水道事業の管路施設 (2) 農業集落排水事業 ① 農業集落排水処理施設 ② 中継ポンプ場 ② 農業集落排水事業の管路施設 (3) 浄化槽事業 ① 合併処理浄化槽	令和 7 年 9 月 (予定)